

令和7年度高砂市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	42,400戸
(2) 給水量	10,127,000m ³
(3) 1日平均給水量	27,745m ³
(4) 主要な建設改良事業	配水管布設替工事等 事業費 1,083,554千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 水道事業収益		1,827,217千円
第1項 営業収益		1,555,807千円
第2項 営業外収益		271,408千円
第3項 特別利益		2千円
支 出		
第1款 水道事業費用		1,450,859千円
第1項 営業費用		1,332,079千円
第2項 営業外費用		117,278千円
第3項 特別損失		502千円
第4項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額469,618千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		1,005,442千円
第1項 企業債		809,300千円
第2項 固定資産売却代金		2千円
第3項 寄附金		15,040千円
第4項 負担金		161,300千円
第5項 補助金		19,800千円
支 出		
第1款 資本的支出		1,475,060千円
第1項 建設改良費		1,130,022千円
第2項 企業債償還金		344,038千円
第3項 予備費		1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
伊保東2丁目地区配水管 布設替工事(第2工区)	令和8年度	145,000千円
伊保4丁目地区 配水管布設替工事	令和8年度	90,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、借入先、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	借入先	起債の方法	利 率	償還の方法
上水道事業 建設・改良 工 事	千円 809,300	国 銀行 その他	公債証券の 発行又は普 通貸借の方 法により借 り入れる。 公債証券発 行の場合に おける発行 価格は、額 面100円につ き100円とす る。ただし、財 政又は工事 の都合によ り、翌年度 に繰越して 起債するこ とができ る。	年5.00%以内とする。 ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金等 について、利率の見直しが行 われた場合においては、当 該見直し後の利率とする。	40年以内(内据置5 年以内)とする。 毎年度元利均等又 は元金均等の方法に より償還する。 なお、借入先の融 資条件に変更がある ときは、その融資条 件に従う。 ただし、財政の都 合その他により繰上 償還をなし、償還年 限を短縮し、又は低 利の地方債に借換え ることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 133,106 千円
- (2) 交 際 費 1 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,485千円と定める。

令和7年2月25日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

令和7年度高砂市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間総送水量 20,695,500 m³
- (2) 1日平均送水量 56,700 m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	工業用水道事業収益			304,658千円
第1項	営業収益			304,614千円
第2項	営業外収益			42千円
第3項	特別利益			2千円
		支	出	
第1款	工業用水道事業費用			304,658千円
第1項	営業費用			286,026千円
第2項	営業外費用			18,129千円
第3項	特別損失			3千円
第4項	予備費			500千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 98,855千円

令和7年2月25日提出

高砂市長 都倉達殊

令和7年度高砂市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	35,200戸
(2) 年間総処理水量	9,260,000m ³
(3) 1日平均処理水量	25,370m ³
(4) 主要な建設改良事業	管渠・ポンプ場及び処理場整備事業 事業費 927,492千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 下水道事業収益		4,330,088千円
第1項 営業収益		2,152,748千円
第2項 営業外収益		2,177,338千円
第3項 特別利益		2千円
支 出		
第1款 下水道事業費用		3,882,239千円
第1項 営業費用		3,534,637千円
第2項 営業外費用		343,600千円
第3項 特別損失		1,002千円
第4項 予備費		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,933,978千円は、過年度及び当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		1,136,584千円
第1項 企業債		731,300千円
第2項 補助金		224,950千円
第3項 負担金		180,332千円
第4項 分担金		1千円
第5項 固定資産売却代金		1千円
支 出		
第1款 資本的支出		3,070,562千円
第1項 建設改良費		967,609千円
第2項 企業債償還金		2,099,953千円
第3項 予備費		3,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
伊保4丁目地区污水管渠 整備工事	令和8年度	19,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、借入先、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	借入先	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道 事業	千円 676,700	国 銀行 その他	公債証券の発行又は普通貸借の方法により借り入れる。 公債証券発行の場合における発行価格は、額面100円につき100円とする。 ただし、財政又は工事の都合により、翌年度に繰越して起債することができる。	年5.00%以内とする。 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等については、利率の見直しが行われた場合には、当該見直し後の利率とする。	40年以内（内据置5年以内）とする。 毎年度元利均等又は元金均等の方法により償還する。 なお、借入先の融資条件に変更があるときは、その融資条件に従う。 ただし、財政の都合その他により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、又は低利の地方債に借換えることができる。
流域下水道 事業	54,600				
合 計	731,300				

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 253,604 千円

令和7年2月25日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

令和7年度高砂市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度高砂市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	193 床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	45,990 人
外 来	103,092 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	
入 院	126 人
外 来	426 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 病 院 事 業 収 益	4,341,230 千円
第1項 医 業 収 益	3,897,725 千円
第2項 医 業 外 収 益	408,908 千円
第3項 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 収 益	34,398 千円
第4項 特 別 利 益	199 千円
	支 出
第1款 病 院 事 業 費 用	5,352,165 千円
第1項 医 業 費 用	5,219,059 千円
第2項 医 業 外 費 用	90,951 千円
第3項 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 費 用	41,553 千円
第4項 特 別 損 失	2 千円
第5項 予 備 費	600 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 122,237千円は過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	164,899千円
第1項 企業債	0千円
第2項 固定資産売却代金	1千円
第3項 一般会計負担金	164,897千円
第4項 修学資金貸付金返還金	1千円
支 出	
第1款 資本的支出	287,136千円
第1項 建設改良費	30,000千円
第2項 企業債償還金	140,724千円
第3項 修学資金貸付金	9,375千円
第4項 リース債務	106,737千円
第5項 予備費	300千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電話交換業務委託料	令和8年度から令和10年度まで	13,843千円
院内保育所運営委託料	令和7年度から令和10年度まで	82,187千円
滅菌業務委託料	令和8年度から令和10年度まで	54,054千円
医事業務委託料	令和8年度から令和10年度まで	376,860千円
給食調理委託料	令和7年度から令和10年度まで	274,647千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医 業 費 用

(2) 医 業 外 費 用

(3) 訪問看護ステーション費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、
又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら
ない。

(1) 職 員 給 与 費 3,138,831 千円

(2) 交 際 費 2,000 千円

(他会計からの補助金)

第9条 収益的支出及び資本的支出の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
497,003 千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、320,099 千円と定める。

令和7年2月25日提出

高 砂 市 長 都 倉 達 殊